

国立大学法人京都大学内部監査規程及び京都大学事務委任等規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学内部監査規程 (平成17年6月14日総長裁定)</p> <p>(前 略) (監査の実施)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 監査は、原則として、<u>実地監査により行う。</u>ただし、状況によっては、監査を受ける部局等(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。)第3章第7節から第11節に定める施設等をいう。)並びに本部の事務組織(組織規程第52条第1項に定めるものをいう。)の各室、各部及び各センター、<u>宇治地区事務部並びに三研究科共通事務部</u>をいう。以下「監査の対象部局」という。)から書類等を取り寄せ、書面審査により行うことができる。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学事務委任等規程 (昭和45年10月31日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第2条 この規程において「部局」とは、各研究科、各附置研究所、医学部附属病院、附属図書館、各センター(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。次条において「組織規程」という。)第3章第7節、<u>第8節、第10節及び第11節に定める施設等をいう。)</u>及び<u>高等教育研究開発推進機構並びに宇治地区事務部及び三研究科共通事務部</u>をいう。</p> <p>2～7 (略) (後 略)</p>	<p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学内部監査規程 (平成17年6月14日総長裁定)</p> <p>(監査の実施)</p> <p>第3条 (同 左)</p> <p>2 監査は、原則として、<u>実地監査により行う。</u>ただし、状況によっては、監査を受ける部局等(各研究科等(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。)第3章第7節から第11節に定める施設等をいう。))<u>をいい、組織規程第53条第1項の事務組織を含む。)</u>並びに本部の事務組織(組織規程第52条第1項に定めるものをいう。)の各室、各部及び各センターをいう。以下「監査の対象部局」という。)から書類等を取り寄せ、書面審査により行うことができる。</p> <p>(後 略)</p> <p>第2条 この規程において「部局」とは、各研究科等(各研究科、各附置研究所、医学部附属病院、附属図書館、各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。次条において「組織規程」という。)第3章第7節から第11節まで(第47条の2から第47条の6までを除く。))<u>に定める施設等をいう。)</u>をいい、<u>組織規程第53条第1項の事務組織を含む。)</u>をいう。</p> <p>2～7 (同 左)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規程は、平成22年4月1日から施行する。</p>